

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月10日

火 曜 日

号 外

目 次

公 告

○都市計画の変更案の縦覧

1

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山南都市計画道路

(名称) 3・5・6号 上滝駅荒屋線

3・5・7号 荒屋合口用水線

3・6・4号 花崎上滝線

7・6・3号 花崎荒屋線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

富山市花崎字大道下割及び中滝字前平貝ズル山割の各一部

(2) 削除する部分

富山市三室荒屋、三室荒屋字諏訪ノ木割、上滝字陳林割、上滝字北割、大山北新町及び中滝字清水田割の各一部

(3) 変更する部分

富山市花崎、花崎字山下割、花崎字大川寺割、三室荒屋字出口割、三室荒屋字清水田割、中滝字一本松割及び中滝作鼻割の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年10月10日から平成29年10月24日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)